

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件
 原告 佐藤 万奈 外1名
 被告 国

証拠説明書（A号証）（9）
 （甲A231～279号証）

2025（令和7）年1月20日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
 ほか

甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 231	答弁書第三二 一号 内閣参 質一八九第三 二一号	写し 2015.10.6	内閣総理大臣 安 倍晋三	夫婦同氏を法的に強制する国は 世界で日本だけであること
甲A 232	ジェンダー法 研究第8号 「比較法から 見た姓」（抜 粋）21～34頁	写し 2021.12.1 0	床谷文雄	世界各国において共通して婚姻 後も婚姻前の氏を保持すること を認める流れが進んできたこと
甲A 233	婚姻に伴う氏 の変動に関す る諸外国の法 制度の調査報 告書	写し 2024.12.1 7	原告ら訴訟代理 人	調査を実施した95国のうち、 婚姻と氏が連動せず別氏を原則 とする国が33カ国あり、夫婦 同氏制度がある62カ国でも、 配偶者の両方が婚姻後に婚姻前 の自己の氏を保持したまま、法 的に婚姻することが可能である こと。
甲A 234の1	日本の第9回定 期報告に関す る最終見解	写し 2024.10.3 0	国連女性差別撤 廃委員会	国連女子差別撤廃委員会が、最 新の日本の定期報告に対して、 夫婦同氏を強制する民法750条 の改正につき、従前から勧告が なされているにも関わらず、改 正に向けた措置が全くとられて

					いないことについて懸念を示し、女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるように法改正をするよう改めて勧告したこと。
甲A 234の2	上記和訳	写し	2024.12.10	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 235	米国国務省2023年国別人権報告書—日本に関する部分（抜粋）	写し	2016～2024	米国国務省民主主義・人権・労働局 日本語訳：在日米国大使館と領事館	米国国務省が世界各国の人権状況に関して年次で分析を行う報告書においても、平成27年以降最新の令和5年報告書に至るまで毎年夫婦同氏制度が女性差別であるとして取り上げられていること
甲A 236の1	American Convention on Human Rights: “Pact of San José, Costa Rica”（米州人権条約（「サンホセ協定」）） （抜粋）	写し	1969採択 1978発効	米州機構	米州人権条約において、子どもは「両親または両方の一方の氏を名乗る権利」が保障するとされていること
甲A 236の2	上記和訳	写し	2024.12.10	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 237の1	南オーストラリア州1988年養子法 （抜粋）	写し	2018.12.15	南オーストラリア州	オーストラリアにおいては、養子縁組許可の際に、子が12歳を超える場合には、本人の同意がなければ氏を変更しないとされていること
甲A 237の2	上記和訳	写し	2024.12.10	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 238	外国の立法 No. 300-2 「【ドイツ】 氏の選択に関する 民法典の	写し	2024.8	国立国会図書館 山岡規雄	ドイツにおいては両親の離婚または一方の親の死去に伴い、親は子の氏を変更することができるものの、子が5歳以上の場合には子の同意を必要とするよう

	改正」(抜粋) 18~19頁				法改正が行われたこと
甲A 239の 1	自由権規約委員会一般的意見16:17条(私生活、家族、通信等の保護)	写し	1988.4.8	自由権規約委員会	自由権規約委員会が、自由権規約17条(私生活、家族、通信等の保護)に関して、法によって規定されたものであっても「恣意的な干渉」は許されないとの一般的意見を出していること
甲A 239の 2	上記和訳	写し	不明	訳者: 日本弁護士連合会	同上。 なお、採択日は1988年4月8日と訂正すべきである。
甲A 240	普遍的国際社会への法の挑戦一芹田健太郎先生古稀記念「女性差別撤廃条約から見た民法750条-夫婦同氏制度」(抜粋) 33~59頁	写し	2013.3	林陽子	自由権規約委員会が、自己の氏名を選択又は変更する権利が自由権規約17条のプライバシー権に含まれることを確認するとともに、その権利を制限する国の側が氏の変更という手段の合理性を証明できないときは、国家による恣意的な干渉にあたるとしていること等
甲A 241	国際人権30号「国際人権法の輪の中に」(抜粋) 8~9ページ	写し	2019.11.5	泉徳治	自由権規約の多くの規定が直接適用可能性を有し、日本でも裁判規範となり、自由権規約委員会の所見や欧州人権条約の条文にかかる欧州人権裁判所の解釈が参照されるべきとされていること。
甲A 242の1	欧州人権条約第8条に関する解釈指針(抜粋) 76~77頁	写し	2024.4.9	欧州人権裁判所書記局	欧州人権裁判所が、氏及び名を選択する権利は欧州人権条約8条により保護される「私生活」に含まれるとし、氏の変更に関する多くの事件において8条違反の判断や8条をふまえた14条(差別禁止)違反の判断を行っていること。

甲A 242の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 243	ヨーロッパ人 権裁判所の判 例「46 氏名 婚姻後の姓の 選択における 男女平等 —ブルクハル ツ判決」（抜 粋）302～304 頁	写し	2008.9.15	中井伊都子	欧州人権裁判所が夫が妻の氏 を家族の氏として選んだ場合 に、自己の氏を妻の氏の前につ なげた結合氏にすることが認め られていなかったスイスの氏制 度について、氏名の持つ重要性 を強調し、欧州人権条約8条が 保障する私生活及び家族生活の 尊重の権利をふまえた14条 （差別の禁止）に違反すると判 断したこと。
甲A 244の 1	Information Note on the Court's case-law No. 69 - Ünal Tekeli v. Turkey（裁判 所の判例に関 する情報通知 第69号—Ünal Tekeli v. Turkey判決）	写し	2004.11	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が既婚女性が 公的文書で旧姓のみを使用する ことができないとしたトルコの 氏制度について、個人の身分変 動に関する記録管理に影響が生 じたとしても、欧州人権条約8 条が保障する私生活及び家族生 活の尊重の権利をふまえた14 条（差別の禁止）に違反すると 判断したこと。 また、共同の氏の使用によっ て家族の結束を反映させるとい う目的は、当該制度の正当化事 由には足り得ないと判断したこ と等。
甲A 244の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 245の 1	Information Note on the Court's case-law No. 135 - Losonci Rose and Rose	写し	2010.11	欧州人権裁判所 書記局	甲A243の1に同じ。

	v. Switzerland (裁判所の判例に関する情報通知 第135号 —Losonci Rose and Rose v. Switzerland 判決)				
甲A 245の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 13	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 246の 1	Press Release: Transmission of the father's surname reflects discrimination based on the parents' sex (プレスリリース：父の氏を継承は、親の性別に基づく差別を反映している)	写し	2014. 1. 7	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が、イタリアの法制度において子供に対して父親の氏をつけることができるのに対し、母親の氏をつけることが許容されていないことは、親の間で性別に基づく差別があるとして、欧州人権条約8条が保障する私生活及び家族生活の尊重の権利をふまえた14条(差別の禁止)に違反すると判断したこと。
甲A 246の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 13	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 247	選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ	写し	2001. 10. 11	男女共同参画会議基本問題専門調査会	内閣府に設けられた男女共同参画会議の下に置かれた基本問題専門調査会が、選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと議論を取りまとめていること。

甲A 248の 1	Resolution (78) 37 On Equality of Spouses in Civil Law (決 議第(78)37号 民法における 配偶者の平 等)	写し	1978.9.27 採択	欧州評議会閣僚 委員会	欧州評議会閣僚委員会が、加 盟国政府に対して民法上の配偶 者の平等を認め、またはこれを 推進するように勧告するととも に、各配偶者が婚姻前に有して いた氏を保持する制度等の採用 を求めたこと。
甲A 248の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 249の 1	Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa (アフ リカ人権憲章 に基づく女性 の権利議定 書) (抜粋) 8 ~9頁	写し	2003採択	アフリカ連合	アフリカ人権憲章に基づく女 性の権利議定書(マプト議定 書)において、婚姻における男 女の平等のため、「既婚女性 は、旧姓を保持し、夫の氏と併 用するか、別々に使用するかも 含めて、それを自由に使用する 権利を有する」ために締約国に 対して国内立法措置をとるよう に求めていること。
甲A 249の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 3	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 250の 1	Wisconsin Women's Law Journal Vol.12:253, " The Name of the Maiden"	写し	1997	オミ・モルゲン ステルン・ライ スナー	アメリカにおける旧姓の保持 を巡る運動の歴史、及び司法が 最終的には婚姻時に女性が姓を 変更しない権利を確認したこと
甲A 250の	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上。

2					
甲A 251	時の法令 1562号「外国法における夫婦の氏『今昔物語』」34～46頁	写し	1998. 1. 30	久武綾子	世界各国における夫婦の氏についての過去や現在の法制度の概要
甲A 252の 1	Marquette Law Review Vol. 59 Issue 4, “Women’s Name Rights”	写し	1976	パトリシア・J・ゴレンス	米国において、女性が婚姻に伴い夫の氏を名乗る義務を有しないと判断した裁判例の概要
甲A 252の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 13	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 253の 1	Gleichstellung der Ehegatten im Namens- und Bürgerrecht; Bundesrat setzt ZGB-Änderung auf den 1. Januar 2013 in Kraft (配偶者の氏名と市民権の平等、連邦理事会によるスイス民法典の改正が2013年1月1日に発効)	写し	2012. 4. 23	スイス連邦評議会	スイスにおいて、2013年に発効した民法の改正によって、婚姻によっても従前の氏名を保持することができることが原則とされたこと。
甲A 253の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 14	訳者： 弁護士橘高真佐美	同上

甲A 254の 1	グローバル・コミュニケーション研究第1号 “Marriage and Marriage Registration in Thailand” (タイにおける結婚および婚姻届) (抜粋) 61-68頁	写し	2014	重富スパポーン	タイ王国における氏制度、とりわけ女性が姓を選択する権利に着目した歴史。
甲A 254の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 15	訳者： 弁護士谷口太規	同上。
甲A 255の 1	女性差別撤廃委員会報告書第20回・21回会期	写し	1999. 8. 20	国連女性差別撤廃委員会	タイ王国が1999年に女性差別撤廃委員会において、氏名法等の改正を迅速にすべきと勧告されていること。
甲A 255の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 15	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 256の 1	憲法裁判所の判決第25/2546号の要約	写し	2003. 6. 5	タイ王国憲法裁判所	タイ王国の憲法裁判所が、当時の氏名法が婚姻女性に夫の氏の使用を強制するものとして不当な差別であるとして、無効とされたこと。
甲A 256の 2	上記和訳	写し	2024. 5. 10	訳者： 弁護士大谷秀美	同上
甲A 257	タイ法律相談 [ゼロアジア] タイ夫婦別姓の法的背景	写し	2021. 7. 2	タイ法律相談 ゼロアジア	タイ王国における婚姻時の姓の使用及びその制度の歴史的変遷。
甲A 258の	女子差別撤廃委員会の最終	写し	2010. 8. 16	国連女性差別撤廃委員会	トルコが2010年に女性差別撤廃委員会の勧告において、ト

1	見解—トルコ				ルコが 2004 年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて問題視していること。
甲A 258の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 259の 1	プレスリリース 既婚女性が旧姓を名乗れないのは差別	写し	2013.5.28	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所が、トルコ国内法が男性は婚姻後も自らの氏を保持することができるのに対して、女性はそれが認められていないと訴えたことに関して、欧州人権条約8条が保障する私生活及び家族生活の尊重の権利をふまえた14条（差別の禁止）に違反すると判断したこと。
甲A 259の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 260の 1	プレスリリース ブルガリア、マルタ、スイス、トルコに関する法廷判決	写し	2013.9.3	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所は、トルコの他の女性からの婚姻後に旧姓の保持が認められないことについての訴えについても、甲A259の1と同様の判決を出していること。
甲A 260の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 261の 1	プレスリリース ハンガリー、イタリア、リトアニア、モルドバ共和国、オラ	写し	2013.12.1 0	欧州人権裁判所 書記局	欧州人権裁判所は、トルコの他の女性からの婚姻後に旧姓の保持が認められないことについての訴えについても、甲A259の1、甲A260の1と同様の判決を出していること。

	ンダ、ルーマニア、セルビアおよびトルコに関する判決				
甲A 261の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 0	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 262の 1	トルコの第7回定期報告に関する最終見解	写し	2016.7.25	国連女性差別撤廃委員会	トルコが2016年に女性差別撤廃委員会の勧告において、2013年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて懸念を示し、同判決や条約に合致した、女性の氏名に対する平等な権利を確保するような法改正を要請されていること。
甲A 262の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 263の 1	トルコの第8回定期報告に関する最終見解	写し	2022.7.12	国連女性差別撤廃委員会	トルコが2022年に女性差別撤廃委員会の勧告において、2013年の欧州人権裁判所の判決が、女性に旧姓を保持する権利を認めているにも関わらず、民法がそれに合致しないままであることについて懸念を示し、同判決や条約に合致した、女性が自身の姓を保持し、希望すればその氏を子に継承させることを認めるよう民法改正をするよう勧告したこと。
甲A 263の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上

甲A 264の 1	プレスリリー ス 合憲性審 査	写し	2023. 4. 28	トルコ共和国憲 法裁判所	トルコの憲法裁判所は、2023 年に、男性は婚姻後も婚姻前の 自らの姓を保持できることに対 して、女性はこれが許されてい ないことは平等原則に反するた め、これを規定する民法の条項 は無効であるとされたこと 判示においては、身分の記録の 秩序と利便性を確保するという 目的は差別的取り扱いの正当化 根拠とはならず、また共通の氏 が家族の絆の維持に必須である ということとはできないとされて いること等。
甲A 264の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 5	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 265の 1	トルコ憲法裁 判所、既婚女 性に夫の氏を 名乗ることを 義務づける民 法規定を無効 とする	写し	2023. 6. 2	アメリカ議会図 書館	前号証拠記載のトルコの最高 裁判決の内容やそれが出された 経緯等。
甲A 265の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 266の 1	勸告 1271 (1995) 氏の 選択と両親の 氏の子どもへ の継承におけ る男女間の差 別	写し	1995. 4. 28 採択	欧州評議会議員 会議	欧州評議会が、その議員会議 において、締約国に対して、1 氏を子どもに継承する際に母親 と父親の間に厳格な平等が確保 されること、2結婚の際に共通 の氏を選択するにあたり厳格な 平等を確保されること、3嫡出 子と嫡出でない子との間におけ る氏の付与に関する差別をなく すこと、強く勧告しているこ と。

甲A 266の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 267の 1	女性差別撤廃 委員会の最終 コメント：フ ランス	写し	2008.4.8	国連女性差別撤 廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、 フランスにおいて、子どもの氏 の承継に関して、夫婦間の合意 がない場合に、父親の氏を承継 することが原則とされているこ とに対して懸念を示しているこ と
甲A 267の 2	上記和訳	写し	2024.12.1 7	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 268	「子どもに家 族姓の選択肢 を——夫婦別 姓の国フラン スが実現した ジェンダー平 等へのさらな る一歩」	写し	2022.5.21	Vogue Japan Natsuki Prado 記者	フランスにおいて 2022 年7月 から、成人は市役所への届出の みによって、父親の氏・母親の 氏・あるいは両親の2つの氏か らなる併記氏に変更することが できるようになったこと。 未成年の子どもの氏について は、従前の通り両親のいずれか の氏や併記氏を継承するだけ でなく、その後に自分の氏を継 承させなかった親が自分の氏を 通称として付け加えることが できるようになったこと。
甲A 269の 1	フランスの第7 回及び第8回 同定期報告に 関する最終見 解	写し	2016.7.25	国連女性差別撤 廃委員会	女性差別撤廃委員会が、子の氏 の選択が法律上可能となったこ とを歓迎しつつが、実際には それが広まっていないことか ら、父の氏を優先する家父長制 を排除するため、氏を子に継承 させることについて男女平等の 権利があることを親に知らせる 措置をとるように勧告をしたこ と。
甲A 269の	上記和訳	写し	2024.12.1 7	訳者： 弁護士谷口太規	同上

2					
甲A 270の 1	LOI no 2022-301 du 2 mars 2022 relative au choix du nom issu de la filiation (2022年3月2日の法律第2022-301号親子関係に基づく氏の選択に関する法律)	写し	2022. 3. 2	フランス共和国大統領	フランスにおいて、届出により自らの氏を両親のいずれかの氏または複合氏に変更することや、出生時に親のいずれかの氏が付けられた子がその後にもう一方の親の氏を引き継ぐことを可能にした法律改正の内容等。
甲A 270の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 271の 1	憲法的法律、立法及び一般行政に関する委員会による報告書－親子関係に基づく氏の選択に関する法案について	写し	2022. 1. 19	憲法的法律、立法及び一般行政に関する委員会	上記甲A270の法案審議の内容等。
甲A 271の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 272の 1	The Italian Law Journal Vol. 03 - No. 01, “The Child’s Surname in the	写し		Loredana Tullio	イタリアの憲法裁判所が、子の氏については、慣習法上、父の氏を称することとされていたことについて、憲法に定める男女平等に違反するとしたこと等。

	Light of Italian Constitutional Legality” (抜粋) 221～236頁				
甲A 272の 2	上記和訳	写し	2024.12.16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 273の 1	イタリア憲法裁判所プレスリリース	写し	2022.4.27	イタリア憲法裁判所広報・報道室	イタリアの憲法裁判所が、両親が合意しているにもかかわらず、母親の氏のみを名乗らせることができないこと及び両親の合意がない場合には父親の氏のみを名乗らせるという子の氏に関する規則がイタリア憲法及び欧州人権条約に抵触すると判断したこと等。
甲A 273の 2	上記和訳	写し	2024.12.18	訳者： 弁護士橘高真佐美	同上
甲A 274の 1	「Mexico allows baby to be registered with maternal surnames for first time」 (メキシコ、母の氏で赤ん坊を登録することを初めて認める)	写し	2017.1.4	ガーディアン (AP通信の記事を引用配信)	メキシコにおいて裁判所の命令によって両親の氏がどちらも登録された子が誕生したこと等。
甲A 274の 2	上記和訳	写し	2024.12.16	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 275	子の氏も男女平等へ チリ 氏選択容	写し	2021.5.11	しんぶん赤旗	夫婦別氏制度をとるチリにおいて、子どもの氏について従前は父親の氏を先にし、母親の氏

	認法を公布 父親が先→母 親が先でもO Kに				を後にする複合氏だったものについて、この順番について選べる法律が公布されたこと
甲A 276の 1	Costa Rica lifts “patriarchal ” requirement to put father’s last name before mother’s (コ スタリカ、父 親の氏を母親 の氏の前に記 載する「父系 優先」の義務 を撤廃)	写し	2024. 1. 25	AP 通信	コスタリカにおいて、最高裁判所が父親の氏を母親の氏の前に記載する義務につき、女性に対する差別を含むものとして憲法に適合しないと判断されていること。 また、氏は人間の人格の不可分な一部であるとも述べられていること。
甲A 276の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 277の 1	韓国の第8回定期報告に関する最終見解	写し	2018. 3. 14	国連女性差別撤廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、韓国の定期報告に対して、勧告の民法第781条第1項が、子どもが母の氏を名乗るには、結婚の際に父が同意しなければならないと規定し、父系主義を維持していることに懸念を示していること
甲A 277の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 278の 1	韓国の第9回定期報告に関する最終見解	写し	2024. 6. 6	国連女性差別撤廃委員会	国連女性差別撤廃委員会が、韓国の定期報告に対して、憲法裁判所が戸主制度を否定する判決を出しているにも関わらず、韓国の民法第781条第1項が、子どもが母の氏を名乗るには、

					結婚の際に父が同意しなければ ならないと規定し父系主義を維 持していることに対して、懸念 を示していること
甲A 278の 2	上記和訳	写し	2024. 12. 1 6	訳者： 弁護士谷口太規	同上
甲A 279	韓国政府、父 の氏を優先す る原則廃棄… 母の氏も使え るよう法改正 へ	写し	2021. 4. 28	朝鮮日報キム・ ヨンジュ記者	韓国政府が、子どもの氏を決 める際に、父親の氏を優先的に つける父の氏の優先主義原則を 廃棄する法改正を進めることに したこと

以上